

令和5年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月24日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 附属機関の設置に関する条例 新旧対照表	1
2 神奈川県局設置条例 新旧対照表	4
3 神奈川県手数料条例 新旧対照表	5
4 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例 新旧対照表	6

1 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改正				現行			
第1条～第3条（略） 別表（第2条関係）				第1条～第3条（略） 別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)	神奈川県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議するとともに、その実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	20人以内	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)	神奈川県子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上につき知事の諮問に応じて調査審議し、その	20人以内		

改 正			現 行		
				結果を報告し、又は意見を 建議すること。	
(略)			(略)		
神奈川県 障害 を理由 とする 差別の 解消の ための 調整委 員会	(略)	(略)	神奈川県 障害 を理由 とする 差別の 解消の ための 調整委 員会	(略)	(略)
神奈川県 子ども・若 者施策 審議会	子ども・若者に関する施策 及びこれと一体的に講ずべ き施策に関する次に掲げる 事項につき知事の諮問に応 じて調査審議し、その結果 を報告し、又は意見を建議 するとともに、地方青少年 問題協議会法（昭和28年法 律第83号）に基づき、青少 年の指導、育成、保護及び 矯正に関する総合的施策の 実施に関し必要な関係行政 機関相互の連絡調整を図る こと。 (1) 子ども・子育て支援法 （平成24年法律第65号） に規定する子ども・子育 て支援事業支援計画並び に子ども・子育て支援に 関する施策の総合的かつ 計画的な推進に関し必要 な事項及び当該施策の実 施状況 (2) 就学前の子どもに関す る教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法 律（平成18年法律第77 号）第17条第3項、第21 条第2項及び第22条第2 項の規定によりその権限 に属させられた事項 (3) 幼保連携型認定こども 園の学級の編制、職員、 設備及び運営に関する基 準を定める条例（平成26 年神奈川県条例第52号） 第3条第1項に規定する	30人 以内	(新 規)	(新規)	(新 規)

改 正				現 行			
		設備及び運営の向上 (4) <u>地方青少年問題協議会 法に規定する青少年の指 導、育成、保護及び矯正 に関する総合的施策の樹 立につき必要な重要事項</u> (5) <u>(1)から(4)までに掲げる もののほか、子どもの貧 困対策の推進その他の子 ども・若者に関する施策 及びこれと一体的に講ず べき施策に関する重要事 項</u>					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
(略)				(略)			

2 神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>文化スポーツ観光局</u></p> <p>ア 国際交流及び国際協力に関する事項</p> <p>イ 文化の振興に関する事項</p> <p>ウ <u>スポーツに関する事項</u></p> <p>エ 観光に関する事項</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5)～(9)</u> (略)</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>国際文化観光局</u></p> <p>ア 国際交流及び国際協力に関する事項</p> <p>イ 文化の振興に関する事項</p> <p>(新規)</p> <p>ウ 観光に関する事項</p> <p><u>(5) スポーツ局</u></p> <p>ア <u>スポーツに関する事項</u></p> <p><u>(6)～(10)</u> (略)</p>

3 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～91の27（略）			1～91の27（略）		
91の28 農地中間管理 事業の推進に関する 法律（平成25年法律 第101号）第18条第7 項の規定に基づく農 用地利用集積等促進 計画の認可の公告を した旨の証明書の交 付	農用地利用集 積等促進計画 の認可の公告 に係る証明書 交付手数料	1 通につき 300円	(新規)		
91の29（略）			91の28（略）		
91の30（略）			91の29（略）		
92～100（略）			92～100（略）		
5～11（略）			5～11（略）		

4 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）新旧対照表

改 正					現 行						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
区分	単位	金額				区分	単位	金額			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱	1 本	2,460	1,940	1,630	1,530	第一種電柱	1 本	2,370	1,880	1,560	1,450
		円	円	円	円			円	円	円	円
第二種電柱		3,780	2,980	2,510	2,350	第二種電柱		3,650	2,890	2,400	2,230
		円	円	円	円			円	円	円	円
第三種電柱		5,100	4,030	3,380	3,170	第三種電柱		4,920	3,890	3,240	3,000
		円	円	円	円			円	円	円	円
第一種電話柱		2,200	1,740	1,460	1,360	第一種電話柱		2,120	1,680	1,400	1,290
		円	円	円	円			円	円	円	円
第二種電話柱		3,520	2,780	2,330	2,180	第二種電話柱		3,390	2,690	2,230	2,070
		円	円	円	円			円	円	円	円
第三種電話柱	4,830	3,820	3,200	3,000	第三種電話柱	4,660	3,690	3,070	2,850		
	円	円	円	円		円	円	円	円		
その他の柱類	220円	170円	150円	140円	その他の柱類	210円	170円	140円	130円		
共架電線	共架する電柱1本	1,720	1,360	1,140	1,070	共架電線	共架する電柱1本	1,660	1,320	1,090	1,020
		円	円	円	円			円	円	円	円
看板	表示面積1平方メートル	8,200	4,310	1,330	910円	看板	表示面積1平方メートル	8,010	4,730	1,510	1,040
		円	円	円				円	円	円	円
標識	1 本	3,520	2,780	2,330	2,180	標識	1 本	3,390	2,690	2,230	2,070
		円	円	円	円			円	円	円	円
	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円		外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル	130円	100円	87円	82円		外径が0.07メートル以上0.1メートル	130円	100円	84円	78円

		改 正				現 行						
管 類	ル未満 のもの					ル未満 のもの						
	外径が 0.1メー トル以 上0.15 メート ル未満 のもの		200円	160円	130円	120円	外径が 0.1メー トル以 上0.15 メート ル未満 のもの		190円	150円	130円	120円
	外径が 0.15メ ートル 以上0.2 メート ル未満 のもの		260円	210円	170円	160円	外径が 0.15メ ートル 以上0.2 メート ル未満 のもの		250円	200円	170円	160円
	外径が 0.2メー トル以 上0.3メ ートル 未満の もの	長さ 1メ ートル	400円	310円	260円	250円	外径が 0.2メー トル以 上0.3メ ートル 未満の もの	長さ 1メ ートル	380円	300円	250円	230円
	外径が 0.3メー トル以 上0.4メ ートル 未満の もの		530円	420円	350円	330円	外径が 0.3メー トル以 上0.4メ ートル 未満の もの		510円	400円	340円	310円
	外径が 0.4メー トル以 上0.7メ ートル 未満の もの		920円	730円	610円	570円	外径が 0.4メー トル以 上0.7メ ートル 未満の もの		890円	700円	590円	540円
	外径が 0.7メー トル以 上1メ ートル		1,320 円	1,040 円	870円	820円	外径が 0.7メー トル以 上1メ ートル		1,270 円	1,010 円	840円	780円

改 正					現 行							
	未満の もの					未満の もの						
	外径が 1メー トル以 上2メ ートル	2,640 円	2,080 円	1,750 円	1,640 円	外径が 1メー トル以 上2メ ートル	2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円		
	未満の もの					未満の もの						
	外径が 2メー トル以 上のも の	5,270 円	4,160 円	3,500 円	3,280 円	外径が 2メー トル以 上のも の	5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円		
備考	1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市_____及び座間市の区域をいう。				備考				1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域をいう。			
	2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。								2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市_____、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。			
	3～8 (略)								3～8 (略)			